

「困ったなあ」

に答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

「困ったなあ」 私たちに頼りにしてくれた義姉。 遺産を全てくれると 言っていたのですが…。

面倒を見ていた、主人の姉が亡くなりました。義姉に子供はなく、亡夫から相続した広い家に一人で住んでいました。主人は6人きょうだいの末っ子で、義姉が一番上。15歳違いでしたが、そう遠くない所に住んでいたこともあり、私たちをとても頼りにしてくれました。

義姉は90歳近くになりましたが、大病を患うこともなく、年の割には元気でした。急に連絡が取れなくなると少し心配になり夫婦で行くと、布団の中で亡くなっていました。老衰とのこと。

身内での葬式の際、2番目の義姉が、主人と私に頭を下げ、あなたたちが良くしてくれて本当に助かった、家で死にたいという姉の希望がなかったのも、

全てあなたたちのおかげと言ってくれ、本当にうれしかったです。兄姉のうち存命は2人、亡2人には各子供がいます。亡義姉は年金暮らしで預貯金はさほどないと思いますが、100坪ほどある自宅の近くに駅ができて、今や坪100万円くらいはすると思います。つまり1億円。録音をしておけばよかったのでしょうか。遺言書はもちろんありません。

故人の遺志をかなえてあげたいですが、 他の相続人次第です。

ご夫妻でお姉さまの面倒をよく見られて、最後、みとりはできなかつたけれど、亡き夫との思い出の詰まった自宅で、ずっと大往生を遂げられたのですから、天国できっと弟さんご夫妻に感謝をされていると思いますよ。

お姉さまのご遺志、かなえてあげたいですね。遺言書を作っておけば、きょうだいには遺留分がないので、問題なかったのですが、こちらから言い出すわけにもいかないのである。大病で入院したりするとお姉さまも言い出したかもしれません。急だったので、それも無理でした。

録音と言われますが、実は録音には法的効力はないのですよ。もちろんそれを聞いた他の相続人が、であれば自分は相続権を主張しないと事実上納得すればいいですが、反対に録音までしてと反発する人がいるかもしれません。

遺言がないので、法定相続分は、各5分の1(甥姪は代襲相続として亡親の分を分ける)。単純に2000万円は、老後の



2000万円問題を出すまでもなく、多額ですよ。辺りな土地ならば皆すぐに放棄しますが、土地が値上がりして多額になったのをやすやすと諦めてくれるかどうか。おのおのの経済状況や考え方もあるので、誰かが自分も欲しいと言い出せば、調停を起さざるを得ないでしょうね(放棄したり、相続分を主人に譲渡してくれたたりした人は外して)。

納得してくれさえすれば、司法書士が所定の書類を作ってくれるので、ご主人の単独名義にするのに大して費用もかかりません。

どうなのでしょう。道理をわきまえた2番目の義姉さま、他の相続人を説得してください。ないでしょうか。ご主人自らは言いにくいですが、皆さんが

ご相談の案件は、遺産がたまたま多額であること、関係者が多いことが難しそうです。こうした話自体はきつとよくあるでしょうね。面倒を見た人の故人への気持ちと、故人の遺志が報われるのが本来の遺産であるはず。そもそも自分で稼いでいない遺産を巡って、何も貢献していない人まで欲を出すのは、端で見ていて決して美しいものではないと思っています。